

# 函館市教育振興基本計画

(素 案)

函館市教育委員会



# 目 次

第1章 計画の策定について.....	1
1 策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付けと施策の対象範囲.....	1
(1) 計画の位置付け.....	1
(2) 施策の対象範囲.....	2
3 計画の期間.....	2
第2章 函館の教育を取り巻く現状と課題.....	3
1 変化する社会.....	3
2 人口減少と少子・高齢化.....	4
第3章 函館の教育がめざす人間像.....	5
第4章 基本目標.....	6
第5章 施策と主な取組.....	7
1 計画の体系.....	7
2 施策と主な取組の内容.....	8
基本目標1 変化する社会を生きる力の育成.....	8
施策1 確かな学力を育む教育の推進.....	9
施策2 豊かな心を育む教育の推進.....	13
施策3 健やかな体を育む教育の推進.....	15
施策4 幼児教育の充実.....	19
施策5 多様なニーズに対応した取組の充実.....	21
基本目標2 地域とともにある学校づくりの推進.....	24
施策1 家庭・地域との連携・協働の推進.....	25
施策2 学校における指導体制等の充実.....	27
施策3 学校間の連携・接続.....	29
基本目標3 函館への愛着や誇りと未来へ飛躍する力の育成.....	32
施策1 函館への愛着や誇りを育む教育の推進.....	33

施策2 未来へ飛躍する力を育む教育の推進.....	35
基本目標4 生きがいを創り出す生涯学習の推進.....	38
施策1 生涯学習活動の促進.....	39
施策2 社会教育活動の推進.....	41
基本目標5 心の豊かさを育む文化芸術の振興.....	42
施策1 文化芸術活動の促進・支援.....	43
施策2 文化遺産の保存・活用と伝統文化の継承.....	45
基本目標6 健やかな心身を育むスポーツの振興.....	48
施策1 スポーツの振興.....	49
第6章 計画の推進.....	52
1 計画の推進体制.....	52
2 計画の推進状況の検証等.....	52



# 第1章 計画の策定について

## 1 策定の趣旨

急速な人口減少や少子高齢化，高度情報化の進展など，社会情勢が大きく変化するなかで，市民一人ひとりが主体的に社会に関わり，活力ある地域社会を創り出していくことが求められています。

こうしたことから，郷土の歴史や文化を誇りに思い，地域の発展を支える人材の育成を目的とする函館市教育振興基本計画を策定し，教育振興に関する総合的・計画的推進を図ることとしました。

## 2 計画の位置付けと施策の対象範囲

### (1) 計画の位置付け

本計画は，教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けます。

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は，教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について，基本的な計画を定め，これを国会に報告するとともに，公表しなければならない。

2 地方公共団体は，前項の計画を参酌し，その地域の実情に応じ，当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

1 **(2) 施策の対象範囲**

2 本計画における施策の範囲は、教育委員会が所管する教育施策を対象とします。

3 なお、他の部局が所管する施策で本計画に関係するものについては、関係部局と  
4 連携して推進します。

5 **3 計画の期間**

6 本計画の期間は、2018年度から2027年度までとします。

7

## 第2章 函館の教育を取り巻く現状と課題

### 1 変化する社会

交通手段や情報通信技術などの発達により，人，物および情報の流れが国境を越えて活発化するなか，国際社会はこれまでにない多くの地球規模の課題に直面しています。とりわけ，経済面では，急速にグローバル化が進み，国際競争が厳しさを増す一方で，一国の景気動向が多くの国に波及する世界経済の連動性が高まっています。

また，今後は，人工知能やビッグデータの活用などの技術革新が一層進展し，社会を大きく変えていくことが予想されています。特に，人工知能が自ら知識を概念的に理解し，思考し始めているとも言われ，雇用のあり方や学校において獲得する知識の意味にも大きな変化をもたらすのではないかとこの予測も示されています。

このような社会にあって，子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い，他者と協働して課題を解決していくことや，様々な情報を見極め，理解し，新たな価値につなげていくことが重要です。また，すべての人が学び続け，必要な資質・能力を身に付けていくことも重要です。

こうしたことから，これからの本市の教育においては，生涯を通じて学び続けて個性・能力を伸ばし，世界に目を向ける広い視野をもって自他の人生を豊かにする新たな価値を創り出す人を育むことが求められています。

## 2 人口減少と少子・高齢化

我が国の人口は、2008（平成20）年をピークとして減少傾向にあります。また、我が国は、低出生率と長寿化によって、世界のなかでも少子・高齢化が進んでいる国であると言われていています。

本市の人口は、1980（昭和55）年をピークに若年層の大都市圏への転出をはじめとする社会減と、死亡数が出生数を上回る自然減により減少を続け、近年は自然減が社会減を上回り、今後においてもさらなる減少が避けられない状況にあります。

このように人口減少や少子・高齢化が進行するなか、核家族化の進行や共働き家庭の増加などによる家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化が進み、地域社会におけるつながりや支え合いの希薄化、家庭が抱える課題の多様化・複雑化も進んでいます。また、地域を支える担い手が不足することによって、地域コミュニティ機能やまちの活力が低下することが懸念されています。

こうしたことから、これからの本市の教育においては、主体性をもって多様な人々と協働し支え合い、函館への愛着や誇りを強く抱きながら、まちの魅力をさらに高める人を育むことが求められています。

## 1 第3章 函館の教育がめざす人間像

2 現状と課題を踏まえ、函館の教育がめざす人間像を以下のとおりとします。

### 函館の教育がめざす人間像

#### 自立：生涯を通じて学び続け、主体的に判断して変化する社会を生きる人

主体的・対話的で深い学びのスタイルを身に付け、生涯を通じて学び続けて個性・能力を伸ばすとともに、変化する社会にあっても自分の学びを活かし主体的に判断して行動することができる人

#### 共生：寛容さと思いやりの心をもって、多様な人々と絆を結び共に支え合う人

個人や社会の多様性を尊重し、他者に対する思いやりと感謝の気持ちを持ちながら、主体性をもって多様な人々と協働し、支え合うことができる人

#### 創造：世界に目を向け、新たな価値を創り、まちの魅力を高める人

世界に目を向ける広い視野をもって、自他の人生を豊かにする新たな価値を創り出し、函館への愛着や誇りを強く抱きながら、まちの魅力をさらに高めることができる人

## 第4章 基本目標

- 基本目標を以下のとおりとします。なお、施策を推進するにあたっては、教育における多様性を尊重するほか、ライフステージに応じた縦の接続と社会全体の横の連携・協働を図り、まちづくりを支える人材を育成する視点を重視することとします。

### 基本目標

#### **基本目標1 変化する社会を生きる力の育成**

子ども一人ひとりが、変化する社会のなかで主体的に生き抜くことができるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことをめざします。

#### **基本目標2 地域とともにある学校づくりの推進**

家庭や地域と一体となって子どもを育むとともに、教職員一人ひとりが個性・能力を十分に発揮できる学校づくりを推進します。

#### **基本目標3 函館への愛着や誇りと未来へ飛躍する力の育成**

子ども一人ひとりが、函館の魅力を感じ、関わりを深め、愛着や誇りをもつとともに、未来に向かって新たな価値を生み出す資質・能力を育むことをめざします。

#### **基本目標4 生きがいを創り出す生涯学習の推進**

市民一人ひとりが生涯を通じて学び続け、その成果を生かし、充実した生活を送ることができる生涯学習の推進をめざします。

#### **基本目標5 心の豊かさを育む文化芸術の振興**

文化芸術や文化遺産に触れる機会を充実させ、市民一人ひとりが創造性を高め、感性を豊かにすることができる文化芸術の振興をめざします。

#### **基本目標6 健やかな心身を育むスポーツの振興**

市民一人ひとりが健康づくりとスポーツを通じて、体と心を鍛えることができるスポーツの振興をめざします。

# 第5章 施策と主な取組

## 1 計画の体系

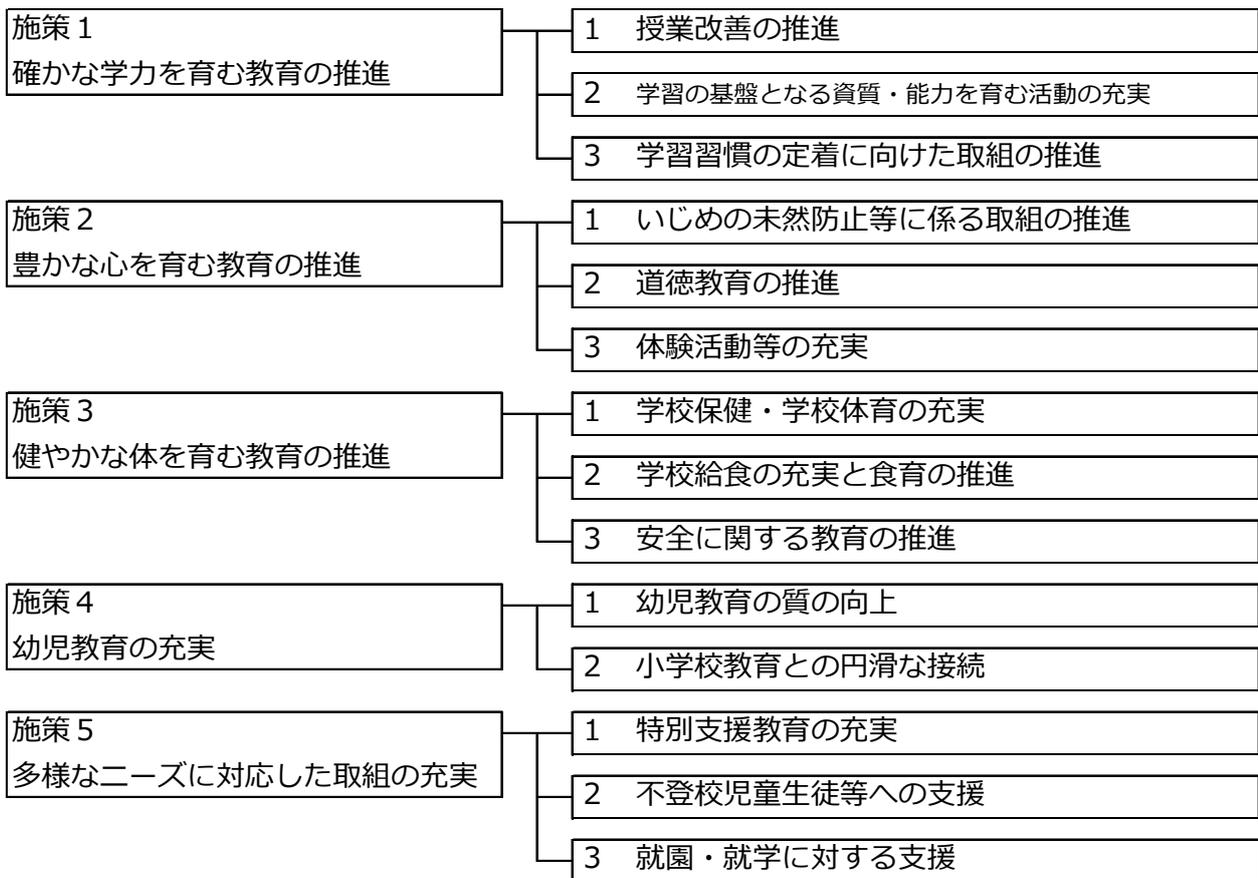


1 **2 施策と主な取組の内容**

2 **基本目標1 変化する社会を生きる力の育成**

3 子ども一人ひとりが、変化する社会のなかで主体的に生き抜くことができるよう、  
 4 確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことをめざします。

**【施策の体系】**



基本目標 1 変化する社会を生きる力の育成

**施策 1 確かな学力を育む教育の推進**

**【現状と課題】**

○ 本市の児童生徒の学力は、標準学力検査や全国学力・学習状況調査の結果によると、知識・技能などを問われる問題の平均正答率は全国と同水準となっています。一方、知識・技能などを活用する問題の平均正答率は全国を下回る傾向にあり、根拠に基づいて筋道を立てて考え、的確に表現することに課題が見られます。

こうしたことから、児童生徒一人ひとりが知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したりするほか、問題を発見して解決策を考えたりするなどの資質・能力を身に付けることができるよう授業改善に取り組む必要があります。

また、授業改善に取り組む際には、各教科などにおける学習活動に重要な役割を果たす言語能力をはじめ、情報活用能力や問題発見・解決能力など生涯にわたる学習の基盤となる資質・能力を身に付けるための活動を重視しながら進める必要があります。

○ 家庭での学習習慣においては、全国と比較して家庭学習や宿題に取り組む児童生徒の割合は高いものの、取り組む時間は小学校・中学校ともに短い傾向にあります。また、学習の仕方が分からない、何に取り組むのかを自分で決めるまでに時間がかかるなど、家庭学習における課題が見られます。

こうしたことから、児童生徒の主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、望ましい学習習慣の定着を図るため、学校全体で取組を進める必要があります。

## 【主な取組】

### 1 授業改善の推進

- (1) 標準学力検査や全国学力・学習状況調査の結果を詳細に分析し、授業改善や指導内容の重点化に活用します。
- (2) 「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」といった資質・能力の3つの柱をバランスよく育むことをめざし、各学校が教育目標や地域の実情を踏まえて学校全体で授業改善に努めます。
- (3) 単元・題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進します。
- (4) 学習評価を通じて学習指導のあり方を見直し、指導と評価の一体化により、授業の改善・充実を図ります。
- (5) 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実を図るため、少人数指導、習熟の程度に応じた指導、放課後・長期休業期間などにおける補充学習を推進します。

### 2 学習の基盤となる資質・能力を育む活動の充実

- (1) 言語能力を育成するため、各教科などの特質に応じた言語活動や、言語能力を向上させる重要な活動である読書活動の充実を図ります。また、読書活動の中核を担う学校図書館の充実に努めます。
- (2) 情報活用能力を育成するため、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用した学習活動の充実を図ります。また、小学校におけるプログラミング的思考を育む学習活動を実施します。
- (3) 問題発見・解決能力を育成するため、児童生徒が横断的・総合的な探究課題に取り組むなど、身に付けた知識・技能を活用できる学習活動の充実を図ります。

1       **3 学習習慣の定着に向けた取組の推進**

2           (1) 児童生徒の興味・関心を喚起し、主体的に学習に取り組む態度を養う教育活  
3           動を推進します。

4           (2) 主体的に家庭学習に取り組む態度の涵養<sup>かんよう</sup>や望ましい学習習慣の定着に向け、  
5           児童生徒の実態に応じた学習量や授業内容との関連などに配慮した家庭学習  
6           の取組を、家庭と連携を図りながら学校全体で推進します。



基本目標 1 変化する社会を生きる力の育成

**施策 2 豊かな心を育む教育の推進**

**【現状と課題】**

○ 本市においては、2017（平成 29）年 2 月に「函館市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止などに向けた取組を進めています。

今後においても、本方針に基づき生徒指導・教育相談体制の充実を図るとともに、学校、家庭、地域、教育委員会などが連携を図りながら、いじめの未然防止などに係る取組を進める必要があります。

○ 2015（平成 27）年 3 月の学習指導要領改正により、道徳教育の充実を図ることを目的に、道徳の時間が「特別の教科 道徳」として位置付けられ、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、公共の精神など、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが一層求められるようになりました。

今後においても、「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行う必要があります。

○ 児童生徒を取り巻く家庭・地域の環境が大きく変化し、児童生徒が自然のなかで豊かな体験をしたり、文化芸術を体験して感性を高めたりする機会が限られていることが指摘されています。

そのため、学校において家庭・地域と連携・協働しながら体系的・継続的な体験活動などの機会を確保することが求められています。

**【主な取組】**

**1 いじめの未然防止等に係る取組の推進**

(1) 「函館市いじめ防止基本方針」に基づき、学校、家庭、地域、教育委員会などが連携を図りながら、いじめの未然防止などに係る取組を推進します。

(2) 家庭や地域、関係機関などとの連携・協力を密にすることにより、生徒指導

1 の充実を図ります。

2 (3) 電話相談窓口の設置や市立小・中学校を巡回する相談員の配置などにより、  
3 児童生徒や保護者の不安を解消するための教育相談体制の充実を図ります。

4 (4) 児童生徒へのカウンセリングや教職員・保護者に対する助言・援助を通じて  
5 課題の解決を図るため、スクールカウンセラーを各学校に派遣します。

6 (5) 児童生徒の情報通信機器を使用した問題行動の未然防止・早期発見・早期対  
7 応を図るため、インターネット上における不適切な書き込みなどの状況を確認  
8 する取組を実施します。

## 9 **2 道徳教育の推進**

10 (1) 各学校において教育活動全体を通じて道徳教育が進められるよう、道徳教育  
11 推進教師を中心に全職員が役割を分担して組織的に取り組みます。

12 (2) 児童生徒一人ひとりが考え、議論する道徳の授業への質的転換を図るための  
13 指導の改善・充実に努めます。

14 (3) 児童生徒の発達の段階を考慮しながら、自他を尊重する態度、人権に対する  
15 正しい理解、情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度を育む指  
16 導の充実に努めます。

17 (4) 児童生徒一人ひとりがよりよい人間関係を築き、自己肯定感や自己有用感を  
18 感じることができるよう取組を推進します。

## 19 **3 体験活動等の充実**

20 (1) 家庭・地域と連携・協働し、自然体験活動やボランティア活動などの体験活  
21 動の充実を図ります。

22 (2) 各教科における表現の場・活動の充実を図るとともに、社会教育施設を活用  
23 した鑑賞などの学習活動の充実に努めます。

24 (3) 生徒や教員の負担に配慮しつつ、地域や文化・スポーツ関係団体との連携・  
25 協働を図りながら、部活動を実施します。

## 施策3 健やかな体を育む教育の推進

### 【現状と課題】

- 健康や保健に関する諸調査の結果によると、本市においては、就寝時間が遅く、朝食を欠食する児童生徒の割合や中学校1年生の一人平均のむし歯（う歯）の本数が全国平均を上回る傾向にあります。

このため、児童生徒が自らの身体状況を把握し、望ましい生活習慣や健康の保持増進に必要な知識を身に付けるため、これらに関する指導や取組の充実を図る必要があります。

また、健康診断において疾病などが判明した場合やその疑いがある場合の対応のほか、性的な問題行動や薬物の乱用への対応も必要となっています。

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、本市においては、「運動が好きである」、「体育科・保健体育科の授業が楽しい」と回答した児童生徒の割合は全国平均を上回る傾向にあります。一方、体力は握力などの一部の項目を除き全国平均を下回る傾向にあります。

こうしたことから、学校の教育活動全体を通じて基礎的な身体能力の育成や運動習慣の定着に向けた取組の充実を図るとともに、体育の授業や体育的行事などの工夫・改善を図る必要があります。

- 本市においては、学校の教育活動全体を通じて食育を推進しており、児童生徒が食に関して正しい知識をもち、函館や他の地域の食文化を理解し継承できる児童生徒の育成に取り組んでいます。

学校給食においては、2013（平成25）年12月に「函館市学校給食基本方針」や「函館市学校給食食物アレルギー対策マニュアル」を策定し、学校給食における安全・安心の確保、地場産物の活用などに取り組んでいます。

今後も本方針などに基づき、取組を積極的に進める必要があります。

○ 児童生徒が事件・事故・災害に巻き込まれる事案も見られることから、児童生徒が犯罪や交通事故、自然災害などから身を守ることができるよう、学校の教育活動全体を通じて危機対応能力を育成することが求められています。

また、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、登下校時や災害・危機事象発生時などにおける児童生徒の安全を確保する取組を進める必要があります。

## 【主な取組】

### 1 学校保健・学校体育の充実

(1) 健康や保健に関する諸調査の結果を分析し、児童生徒が健康の保持増進に必要な知識・能力や望ましい生活習慣・食習慣を身に付けるための指導の充実に活用します。また、学校生活を営むうえで配慮を必要とする児童生徒への対応に努めます。

(2) 家庭との連携を図りながら、歯科保健教育を通じて児童生徒の虫歯予防に向けた取組を推進します。

(3) 家庭や地域、関係機関などと連携を図りながら、性教育や薬物乱用防止に関する指導や取組の充実を図ります。

(4) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を分析し、体育の授業における運動量の確保や運動技能の向上、体育的行事の活動内容の工夫など、基礎的な身体能力の育成や運動習慣の定着に向けた取組の充実に活用します。

### 2 学校給食の充実と食育の推進

(1) 安全・安心な学校給食を提供するため、調理や配送などにおける衛生管理の徹底を図ります。

(2) 各学校が創意工夫をもって献立を作成するなどの取組の充実を図ります。また、児童生徒が地域の食材に対し、興味・関心を高めて知識を深めることができるよう、地場産物の活用を推進します。

(3) 栄養教諭を中心とした学校の教育活動全体での食育を通じて、児童生徒が健

- 1 全な食生活を実践する力と望ましい食習慣を身に付ける取組を推進します。
- 2 (4) 食物アレルギー対策を推進し，配慮を必要とする児童生徒への対応に努めま
- 3 す。

### 4 **3 安全に関する教育の推進**

- 5 (1) 生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うため，児童生徒の発達の段階に応
- 6 じた安全教育を推進します。
- 7 (2) 家庭や地域，関係機関などと連携し，通学路の安全対策や災害・危機事象発
- 8 生時などにおける児童生徒の安全確保のための取組を推進します。



## 施策4 幼児教育の充実

### 【現状と課題】

○ 幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、幼児期の教育がその後の学力、体力・運動能力、生活に影響を与えることから、幼児教育の質の向上が求められています。

また、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化が進み、地域社会におけるつながりや支え合いの希薄化、家庭が抱える課題の多様化・複雑化も進んでいることなどにより、保護者からの教育に関する相談への対応などの充実を図る必要があります。

○ 近年、小学校就学直後の児童が学校生活に適応できないことが指摘されていることから、教職員の幼児教育・小学校教育に対する相互の理解を深める取組や園児と児童の交流など、小学校教育との円滑な接続に向けた取組の一層の充実を図る必要があります。

### 【主な取組】

#### 1 幼児教育の質の向上

(1) 幼児期における教育内容の充実を図るとともに、多世代・異年齢交流などの体験活動の実施や家庭教育・子育ての支援に努めます。

(2) 幼児教育に関する研修や教育相談などを行う幼児教育センター機能の充実に努めます。

#### 2 小学校教育との円滑な接続

(1) 小学校教育のカリキュラムとの連続性を確保し、相互の理解と連携を一層深めるため、小学校の教職員との意見交換や合同研究のほか、園児と児童の交流、就学に向けた引継などの取組の充実を図ります。



## 施策5 多様なニーズに対応した取組の充実

### 【現状と課題】

○ 本市では、児童生徒のニーズに合わせた教育環境を提供できるよう、校内組織体制や関係機関などとの連携による相談体制を整備しているところですが、近年、特別支援学級に在籍している児童生徒や通常の学級に在籍する教育上特別な配慮を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、必要とされる支援の内容も多様化しています。

こうしたことから、今後においても児童生徒一人ひとりのニーズを把握しながら一層きめ細かな支援を行う必要があります。

○ 本市における不登校児童生徒の割合は、ここ数年、全国平均よりは低いものの、およそ1%で推移している状況にあります。

すべての児童生徒が安心して楽しく通うことができる魅力ある学校づくりに努めることはもとより、不登校および不登校の傾向が見られる児童生徒が学習できる環境づくりや、児童生徒と保護者の不安軽減を図るための教育相談機能の充実が求められています。

○ 本市における生活保護率や児童扶養手当受給率は、全国および全道の平均よりも高い状況にあります。また、就学援助の認定率も、近年は減少傾向にあるものの、児童生徒の約3割が受給している状況にあります。

こうしたことから、経済的に困難な状況にある家庭の子どもへの教育機会確保のため、就園・就学に対する支援を行う必要があります。

### 【主な取組】

#### 1 特別支援教育の充実

(1) 教育上特別な配慮を必要とする児童生徒に対して、学校全体で支援する体制の充実を図ります。また、関係機関などとの円滑な連携・協力を図りながら、児童生徒の実態や児童生徒と保護者の意向などを踏まえた計画的・継続的な支

1 援に努めます。

2 (2) 特別支援教育サポートチームや特別支援教育巡回指導員が校内支援体制など  
3 についての助言を行います。また、特別支援教育支援員を引き続き各学校に配  
4 置します。

5 (3) 関係機関などとの連携を図りながら、児童生徒に関わる教育相談や適切な就  
6 学指導を実施します。

## 7 **2 不登校児童生徒等への支援**

8 (1) 不登校および不登校の傾向が見られる児童生徒一人ひとりの状況に配慮した  
9 指導方法や指導体制の工夫・改善に努めます。

10 (2) 適応指導教室および相談指導学級において、不登校児童生徒の学習活動を支  
11 援します。

12 (3) 関係機関、フリースクールなどの民間施設、NPO団体などと連携を図り、  
13 専門家の助言または援助を得ながら、不登校児童生徒一人ひとりの状況に配慮  
14 した支援に努めます。

15 (4) 不登校に関する相談窓口の周知を図るとともに、不登校児童生徒とその保護  
16 者に対して、支援内容などに関する情報提供や相談対応を行います。

## 17 **3 就園・就学に対する支援**

18 (1) 経済的な理由により、就園・就学が困難な子どもの保護者に対して市立幼稚  
19 園保育料の軽減や就学援助などの支援を行います。

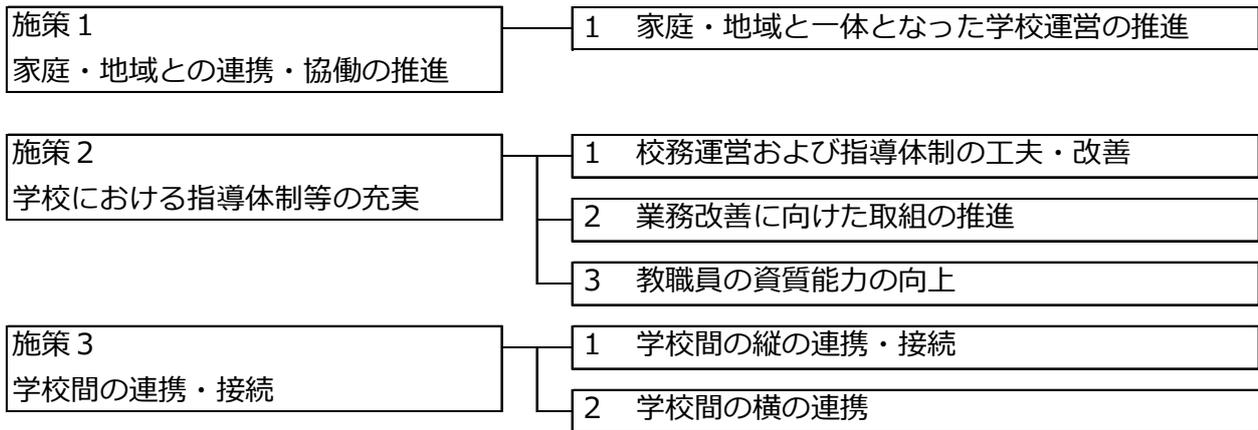
20 (2) 地域住民などが実施する学習支援活動の促進・支援に努めます。



1 **基本目標 2 地域とともにある学校づくりの推進**

- 2 家庭や地域と一体となって子どもを育むとともに，教職員一人ひとりが個性・能力を  
 3 十分に発揮できる学校づくりを推進します。

**【施策の体系】**



基本目標2 地域とともにある学校づくりの推進

**施策1 家庭・地域との連携・協働の推進**

**【現状と課題】**

○ 家族形態の変化，価値観やライフスタイルの多様化を背景とした地域社会のつながりや支え合いの希薄化によって，子どもを地域で育てるという考え方が次第に失われてきたことが指摘されています。児童生徒が健やかに成長していくためには，学校だけではなく家庭や地域が教育の場としての機能を発揮し，家庭・地域・学校が一体となって教育活動に取り組むことが必要です。

本市においては，保護者や地域住民などが学校運営に参画するコミュニティ・スクールを2016（平成28）年度から導入しています。

今後は，家庭・地域・学校が目標や課題を共有し，一体となって児童生徒を育み，地域とともにある学校づくりを進めるため，相互の役割分担を進めながら連携・協働体制を構築する必要があります。

**【主な取組】**

**1 家庭・地域と一体となった学校運営の推進**

(1) すべての市立小・中学校にコミュニティ・スクールを導入し，保護者や地域住民などの学校運営への参画を促進します。また，コミュニティ・スクールは，地域の実情に応じ，中学校区内における小・中学校間の連携を図りながら運営します。

(2) 家庭・地域・学校がめざす子ども像や教育目標，学校運営の基本方針を共有し，学校評価などを通じて学校運営の工夫・改善を図ります。

(3) 教育活動について積極的に保護者や地域住民などに対して情報発信し，教育活動への参画を促進します。

(4) 地域と学校をつなぐ人材の発掘・育成に努めるとともに，家庭・地域・学校が連携・協働して行う活動の実施やその運営を担う組織づくりを促進します。



基本目標2 地域とともにある学校づくりの推進

**施策2 学校における指導体制等の充実**

**【現状と課題】**

○ 学校現場を取り巻く環境が多様化・複雑化し、生徒指導・特別支援教育などに関して組織的な対応を要する事案、心理・福祉などの高い専門性が求められる事案が増加する傾向にあります。

そのため、校長のリーダーシップのもと、教職員がそれぞれの力を発揮することができるよう、学校のマネジメント機能を強化し、組織として取り組む体制の充実を図るとともに、継続的に校務運営を改善する必要があります。

また、教育活動の質の向上につなげるため、学校外の様々な分野の人材を活用することや関係機関などと連携することにより、指導体制の充実を図る必要があります。

○ 授業準備、放課後における学習指導、部活動指導などを要因として、教員の勤務時間が長い実態にあることから、教員が児童生徒と向き合う時間を確保できるよう、学校における業務改善が求められています。

○ 2015（平成27）年12月に中央教育審議会が取りまとめた「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」においては、これからの時代の教員に求められる資質能力として、「時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力」、「新たな課題に対応できる力量」、「多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力」が示されています。

こうしたことから、学校運営の一層の充実のためには、教職員の資質能力を向上する取組を推進することが求められています。

**【主な取組】**

**1 校務運営および指導体制の工夫・改善**

(1) 校長のリーダーシップのもと、教育目標の実現に向けて教職員が適切に役割

1           を果たすとともに、相互に連携しながら教育活動に取り組むことができるよう  
2           校務運営の改善・充実を図ります。

3           (2) 児童生徒，学校および地域の実情を踏まえた教育課程を編成し，組織的かつ  
4           計画的に実施するとともに，学校評価などを活用して教育活動の質の向上を図  
5           ります。

6           (3) 豊かな知識・経験をもつ専門家などの外部人材を教育活動に活用するととも  
7           に，関係機関・企業・高等教育機関などと連携し，指導体制の充実を図ります。

## 8           **2 業務改善に向けた取組の推進**

9           (1) 教員の勤務実態などを踏まえながら，学校における業務改善に向けた取組を  
10          推進します。

## 11          **3 教職員の資質能力の向上**

12          (1) 教職員のキャリアステージに応じた研修を実施するほか，授業改善，特別支  
13          援教育や情報モラル教育など今日的な教育課題に対応した研修を実施します。

14          (2) 授業公開などを中心とした実践的な研究を通じて教育実践の改善・充実に努  
15          めるとともに，南北海道教育センターにおける事業の充実を図ります。また，  
16          優れた実践事例については学校間で共有を図ります。

17          (3) 児童生徒への適切な支援を教職員が行ううえで必要となる児童福祉などに関  
18          する知識を深める機会の充実に努めます。

基本目標2 地域とともにある学校づくりの推進

**施策3 学校間の連携・接続**

**【現状と課題】**

- 小学校就学直後において望ましい集団行動や態度などが十分に身に付いていないことや、中学校進学後において新しい環境での学習や生活に不適応を起こすこと、高等学校進学後において環境変化に適応できずに退学することなどの事案が本市においても生じています。

こうしたことから、子どもの発達の段階に応じたきめ細かな指導の充実を図り、幼児教育から高等教育までの学校間の円滑な連携・接続を図る必要があります。特に高等学校教育においては、義務教育までに育まれた資質・能力を確実に身に付け発展・向上することや進学・就職への円滑な移行に必要な力を育成することが求められています。

また、近年、特別支援学級に在籍する児童生徒や通常の学級に在籍する教育上特別な配慮を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、必要とされる支援の内容も多様化していることから、一人ひとりに対する継続性のある指導や支援の充実が求められています。

- 教育活動の一層の充実や生徒指導などの課題の解決のため、学校間の横のつながりを深めて情報を共有し、指導方法の改善・充実を図る必要があります。

**【主な取組】**

**1 学校間の縦の連携・接続**

(1) 子どもの学びの連続性を踏まえた教育課程を編成するなど、学校間の円滑な連携・接続を図る取組を推進します。

(2) 中学校区内における小・中学校において、めざす子ども像の共有を図り、児童生徒に必要な資質・能力を育む取組を推進するとともに、義務教育9年間を見通した小中一貫教育に進展する取組を推進します。

- 1 (3) 教育上特別な配慮を必要とする子どもに関する個別の教育支援計画などを学  
2 校間で円滑に引継ぎます。

3 **2 学校間の横の連携**

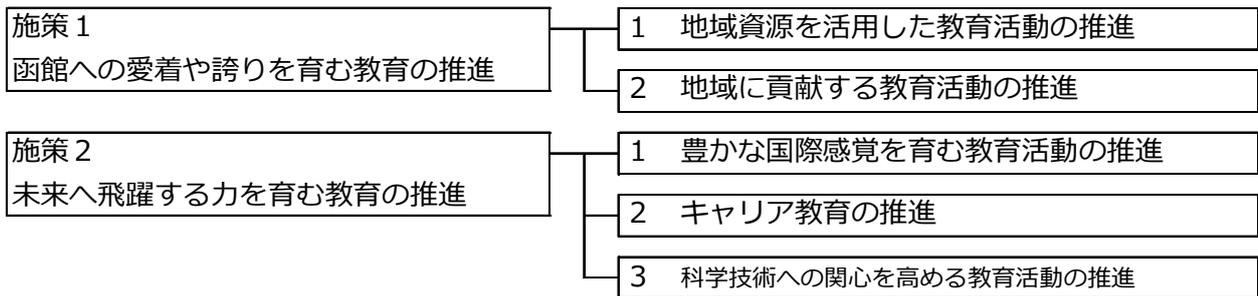
- 4 (1) 教職員の情報交流・研究協議会・授業公開などの取組の充実を図ります。



1 **基本目標3 函館への愛着や誇りと未来へ飛躍する力の育成**

- 2 子ども一人ひとりが、函館の魅力を感じ、関わりを深め、愛着や誇りをもつとともに、  
 3 未来に向かって新たな価値を生み出す資質・能力を育むことをめざします。

**【施策の体系】**



基本目標3 函館への愛着や誇りと未来へ飛躍する力の育成

**施策1 函館への愛着や誇りを育む教育の推進**

**【現状と課題】**

○ 郷土は自己形成に大きな役割を果たすとともに、生きるうえでの精神的な支えとなるものであり、郷土との積極的で主体的な関わりを通じて郷土を愛する心を育て、郷土をより良くしていこうとする態度を育成することが求められています。

こうしたことから、本市においては、児童生徒が函館の自然や文化などに接し、人々との触れあいを深めることを通じて函館への愛着や誇りを育む必要があります。

○ 地域社会におけるつながりや支え合いの希薄化が進んでおり、地域を支える担い手が不足することによって、地域コミュニティ機能やまちの活力が低下することが懸念されています。

こうしたことから、主体的に多様な人々と協働し支え合い、函館への愛着や誇りをもって地域に貢献する教育活動を推進することが求められています。

**【主な取組】**

**1 地域資源を活用した教育活動の推進**

(1) 豊かな地域資源を教材として活用し、函館のまちの良さを感じることができ  
る教育活動を推進します。

(2) 授業や課外活動などにおいて、芸術家、スポーツ選手、研究者などの様々な  
専門家から直接指導を受ける機会の充実を図ります。

**2 地域に貢献する教育活動の推進**

(1) 地域行事・ボランティア活動などを通じて社会に参画する態度を育む教育活  
動を推進します。

- 1 (2) 地域住民や企業などとの連携を図りながら、地域課題の解決に取り組む学習
- 2 機会の充実を図ります。

基本目標3 函館への愛着や誇りと未来へ飛躍する力の育成

## 施策2 未来へ飛躍する力を育む教育の推進

### 【現状と課題】

○ 児童生徒が外国語を活用して積極的にコミュニケーションを図る学習を通じて国際社会の一員としての自覚をもち、諸外国の歴史や文化、伝統などについて理解を深めることが求められています。

○ 社会環境や産業・経済の構造的変化、雇用の多様化・流動化などにより、児童生徒が自分の将来を考えるのに役立つ理想のモデルが見付けにくく、将来に向けた夢を描くことも容易ではなくなっています。

そのようななか、児童生徒一人ひとりが学校の教育活動全体を通じて望ましい勤労観や職業観、職業に関する知識・技能、主体的に進路を選択する能力・態度を育むことが重要です。

○ 理数教育における我が国の児童生徒の学力は国際的に見て上位にありますが、学年が高くなるにつれ関心が低くなるとともに、理数教育が生活や社会に役立つと感じている割合も低くなる傾向にあります。

今後は、理数好きな児童生徒の裾野の拡大や科学技術系の人材育成を図るため、理科、算数・数学に対する関心を高める取組や、科学技術と社会のつながりを踏まえた取組など科学技術に対する関心を高める教育活動を進める必要があります。

### 【主な取組】

#### 1 豊かな国際感覚を育む教育活動の推進

(1) 諸外国の生活や文化を理解・尊重し、国際的に協調して取り組む重要性について考える国際理解教育の充実を図ります。

(2) 外国語活動および外国語の授業などを通じて児童生徒が異文化を理解し、協調する態度やコミュニケーション能力を育む教育活動の充実を図ります。

1 (3) 海外派遣事業，海外留学事業，国際交流活動など外国人との交流機会の充実  
2 を図ります。

## 3 2 キャリア教育の推進

4 (1) 児童生徒が社会的・職業的自立に向けて望ましい職業観・勤労観などを身に  
5 付けるために，発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。

6 (2) 様々な企業などと連携を図りながら，児童生徒の興味や適性に応じた，職場  
7 見学，職場体験活動，インターンシップなどの取組を推進します。

## 3 3 科学技術への関心を高める教育活動の推進

9 (1) 科学技術の基礎となる理科，算数・数学に対する関心を高めるため，観察，  
10 実験などの教育活動の充実を図ります。また，実生活との関連がある課題や科  
11 学的な体験などを取り入れた授業の充実を図ります。

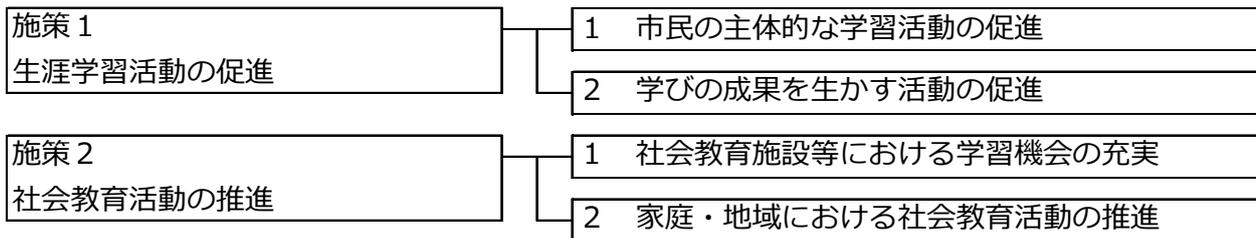
12 (2) 科学技術への関心を高めるため，学術研究機関などと連携し，教育活動の充  
13 実を図ります。



1 **基本目標 4 生きがいを作り出す生涯学習の推進**

- 2 市民一人ひとりが生涯を通じて学び続け、その成果を生かし、充実した生活を送るこ  
 3 とができる生涯学習の推進をめざします。

**【施策の体系】**



基本目標4 生きがいを創り出す生涯学習の推進

**施策1 生涯学習活動の促進**

**【現状と課題】**

○ 社会の成熟化が進むなか、自己の充実・啓発や生活向上のため、生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の実現が求められています。

本市においては、豊かな自然や歴史、文化芸術、高等教育機関の集積などを生かした学習活動が様々な分野で行われています。また、市民の学習活動を支援する様々な分野の指導者・団体を登録・紹介するなど、学びの成果を生かした取組を行っています。

市民の学習ニーズが多様化するなかで、より一層、主体的に学ぶことができる機会や得られた学習の成果を生かすことのできる環境の充実が求められています。

**【主な取組】**

**1 市民の主体的な学習活動の促進**

(1) 市民が生涯にわたり主体的に取り組む文化活動やレクリエーション活動、ボランティア活動、読書活動などの様々な学習活動を促進します。

(2) 各種講座などを体系的に整理した学習情報誌の発行や市民の講座受講歴の登録など学習意欲の向上につながる取組を行います。

(3) 高齢者が楽しみながら知識や教養を身に付け、仲間づくりを通じて生きがいのある生活を実現し、豊かな社会・人生経験を地域に生かすことのできる学習活動を促進します。

(4) 市民の学習活動の推進に大きな役割を担う市民活動団体をはじめ高等教育機関や企業などの連携を促進します。

1 **2 学びの成果を生かす活動の促進**

- 2 (1) 地域の優れた知識・技能をもった人材を体系的に登録・紹介する事業を拡充  
3 し、市民の主体的な学習活動を支援します。また、学びの成果を生かしたボラ  
4 ンティアなど様々な活動を促進します。

基本目標4 生きがいを創り出す生涯学習の推進

**施策2 社会教育活動の推進**

**【現状と課題】**

○ 本市では、社会教育施設などにおいて、芸術文化やスポーツ・レクリエーション、ボランティア活動など様々な分野の社会教育事業を行っています。市民の学習のニーズの多様化に伴い、社会教育施設などにおいては、一層、学びの機会や内容の充実を図ることが求められています。

また、地域の身近な施設である学校を活用するなど、地域住民が気軽に集い様々な活動を主体的に行うことができる場と機会の充実が求められています。

○ 近年、家庭・地域の教育力の低下が懸念されています。そのため、親子の触れ合いや地域住民との交流など多様な学習機会の提供や体験活動の充実が求められています。

**【主な取組】**

**1 社会教育施設等における学習機会の充実**

(1) 幅広い世代の多くの市民が興味・関心をもち、積極的に学ぶ機会が得られるよう、社会教育施設などにおける講座などの充実を図ります。

(2) 市立小・中学校の施設を活用し、社会教育活動を行うグループやサークルなどが活動できる環境の充実に努めます。

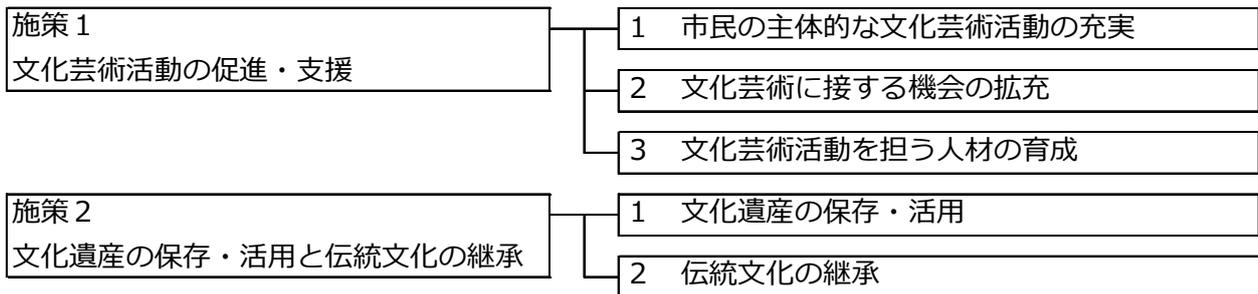
**2 家庭・地域における社会教育活動の推進**

(1) P T Aなどの関係団体と連携を図りながら、保護者や地域住民が集まる機会を活用し、家庭教育や子育てに関係するセミナーを開催するなど学習機会の提供に努めます。

1 **基本目標5 心の豊かさを育む文化芸術の振興**

- 2 文化芸術や文化遺産に触れる機会を充実させ、市民一人ひとりが創造性を高め、感性
- 3 を豊かにすることができる文化芸術の振興をめざします。

**【施策の体系】**



基本目標5 心の豊かさを育む文化芸術の振興

**施策1 文化芸術活動の促進・支援**

**【現状と課題】**

○ 価値観やライフスタイルの多様化が進むなか、文化芸術は、心にゆとりと潤いをもたらす、生活を豊かにするものとしてますます重要性が増しています。

このようななか、本市においては、2006（平成18）年に函館市文化芸術振興条例を制定し、市民の自主性や創造性を十分に尊重しながら、市民主体の多様な文化芸術活動を促進しています。

今後においても、本条例に基づき市民の自主的・創造的な文化芸術活動の充実を図り、文化芸術に接する機会を拡充し、長期的視野に立った文化芸術活動を担う人材の育成に努める必要があります。

**【主な取組】**

**1 市民の主体的な文化芸術活動の充実**

(1) 文化芸術活動団体などと連携を図り、市民の文化芸術活動に関する情報の収集や発信に努めるとともに、各団体による文化芸術活動の支援に努めます。

(2) 市立小・中学校の施設を活用し、文化芸術活動を行うグループやサークルなどが活動できる環境の充実に努めます。

**2 文化芸術に接する機会の拡充**

(1) 文化芸術活動団体などと連携し鑑賞機会の充実を図るとともに、市民文化祭の実施など市民が気軽に文化芸術に接する機会の充実に努めます。

(2) 小・中学校に芸術家などを講師として派遣し、児童生徒が文化芸術に親しみ、豊かな創造力を育む機会の充実に努めます。

**3 文化芸術活動を担う人材の育成**

(1) 優れた作品などを発表する機会の充実を図り、児童生徒の創意と潤いのある

- 1 個性豊かな文化芸術活動を一層促進し，人材の育成に努めます。
- 2 (2) 各種研修会などへの参加を促進し，文化芸術活動を主体的に担う人材の育成
- 3 に努めます。

## 施策2 文化遺産の保存・活用と伝統文化の継承

### 【現状と課題】

○ 本市は先史時代から近現代までの各時代における歴史的文化遺産を数多く有しています。これまで国宝や重要文化財、特別史跡、伝統的建造物群保存地区など貴重な文化財の保存・活用に取り組んでいるほか、郷土芸能など地域に根ざした伝統的な文化芸術が育まれています。

これらは、市民共有の財産であるとともに、まちの魅力を形成するものとして次世代に確実に引き継いでいくべき財産であることから、引き続き、こうした文化財を保存・活用するとともに、伝統的な文化芸術を継承する取組を進める必要があります。

### 【主な取組】

#### 1 文化遺産の保存・活用

- (1) 指定文化財の保存整備や新たな指定、公開など、本市の貴重な文化財の保護と活用を推進します。
- (2) 縄文文化交流センターを中核として、史跡垣ノ島遺跡・史跡大船遺跡などの貴重な遺産を活用し、縄文文化の普及・啓発の取組を推進します<sup>※</sup>。
- (3) 博物館や図書館において収蔵している資料を展覧会などで展示するとともに、デジタル化して保存・公開するなど、市民や観光客が函館の歴史に理解を深める取組を推進します。

---

<sup>※</sup> 本市は、北海道をはじめとする関係自治体や関係団体などと連携し、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録をめざす取組を推進しています。

1 **2 伝統文化の継承**

- 2 (1) 本市の特色ある郷土芸能の保存会などへの支援を行い、保存伝承活動の促進
- 3 に努めます。



1 **基本目標 6 健やかな心身を育むスポーツの振興**

2 市民一人ひとりが健康づくりとスポーツを通じて、体と心を鍛えることができるスポ  
3 ーツの振興をめざします。

**【施策の体系】**



基本目標6 健やかな心身を育むスポーツの振興

施策1 スポーツの振興

【現状と課題】

- 全国的に外遊びやスポーツ活動時間の減少などにより、子どもが体を動かす機会が減少しています。

子どものうちに望ましい運動習慣を身に付け、継続的にスポーツに取り組むことは、生涯にわたり健康を維持し、健やかな人生を送ることに結びつくものと考えられます。

こうしたなか、幼少期から体を動かすことの楽しさ、大切さを理解するため、様々なスポーツに触れる機会の充実が求められています。

- 市民アンケート調査によると、週1回以上スポーツをすると回答した人は約3割であった一方で、ほとんどしないと回答した人は約5割となっています。

このようななか、スポーツ活動やスポーツによる健康づくりに関心をもち、障がいのある方を含めて市民だれもがいつでも参加することができるよう、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進や環境の充実に努める必要があります。

- 本市においては、全国大会で活躍している競技団体が多数ある一方で、指導者の確保や少子化による競技人口の減少が課題となっており、競技力の低下が懸念されています。

地域を代表する選手が大きな舞台で活躍する姿は地域への誇りと活力をもたらすものであり、競技団体と連携を図りながら、選手を育てる優れた指導者の養成や競技人口の裾野の拡大などにより、競技スポーツの促進に取り組む必要があります。

- このような状況を踏まえ、本市においては、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「函館市スポーツ推進計画」を策定し、スポーツの振興に取り組みます。

## 【主な取組】

### 1 子どものスポーツ機会の充実

- (1) 生涯にわたりスポーツに親しむ基礎づくりとして、子どもが幼少期から様々なスポーツに触れ、その楽しさや魅力を体験する機会の充実に努めます。
- (2) スポーツ団体との連携・協働を図りながら学校部活動を支援します。
- (3) 子どもの身近な活動の場となるスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブの活動の支援に努めます。

### 2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進と環境の充実

- (1) 情報提供や広報活動の充実、各種教室の開催などを通じて、スポーツ活動やスポーツによる健康づくりに親しむ意識の啓発に努めます。
- (2) 新たにスポーツを始めたり、日常的に親しんだりできるよう、スポーツ・レクリエーション活動に関わるイベントの充実に努めます。
- (3) スポーツ団体などの育成・支援や、地域のスポーツ指導者の養成に努めます。
- (4) 障がいの種類や程度、体力に応じスポーツに親しむことができるよう、関係団体などと連携し、障がい者のスポーツ活動への参加機会の充実に努めます。
- (5) 市立小・中学校の施設を活用するなど、スポーツ活動を行うグループやサークルなどが活動できる環境の充実に努めます。

### 3 競技スポーツの促進

- (1) 優れた指導力を有する競技スポーツ指導者の養成を図るとともに、競技団体などとの連携により、競技力の向上をめざします。
- (2) スポーツへの興味・関心や参加意欲を高めるため、大規模スポーツ大会、プロスポーツイベントの誘致に努めるとともに、技術交流により競技力の向上が期待されるスポーツ合宿の誘致活動に取り組みます。

## 第5章 施策と主な取組

- 1 (3) 国内・海外の競技団体との交流により，スポーツを通じた地域間交流の促進
- 2 に努めます。

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

本計画は、教育委員会が関係部局と連携して推進することはもとより、家庭、地域、学校、各種団体、企業、高等教育機関など多様な主体が連携・協働し、推進することとします。また、学校においては、本計画に沿って学校運営に関する基本的な方針を策定して教育活動を進めることとします。

### 2 計画の推進状況の検証等

計画の推進状況を適宜検証して公表するとともに、計画の推進状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討します。

